

公立大学法人和歌山県立医科大学一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法)

和歌山県立医科大学は、①次世代育成支援対策支援法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備、②女性活躍推進法に基づき、女性がいきいきと活躍することができる雇用環境の整備を推進するため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 男性職員の育児休業取得率を13%にする。
「妻の出産」「男性職員の育児参加」に係る特別休暇の取得促進を図る。

<対策>

令和3年4月～

- ① ホームページやパンフレット等を活用し、育児休業や特別休暇に関する制度の一層の周知を図る。
- ② 管理職に対する階層別研修などを活用し、各所属における男性職員の育児参加に対する意識の向上を図る。
- ③ 3才までの子がいる男性職員が、所属長と面談のうえ作成する「育児参加計画書」について、全対象職員から提出させることにより、計画的な休業制度の活用を促進する。

目標2 年次有給休暇の取得日数を10日以上にする。

<対策>

令和3年4月～

- ① 所属ごとに休暇の取得計画書を作成することにより、休暇の取得促進を図る。
- ② ゴールデンウィークや年末年始など、時季に応じた休暇の計画的連続的取得を、全学運動として実施する。
- ③ 所属ごとの休暇の取得状況を確認し、不足する場合にはその要因分析を行い、休暇取得促進に向けた対策を講じる。

目標3 適性を有する職員の法人の意志決定や経営戦略等の立案過程への参画を促進するため、管理職に占める女性の割合を30%に近づける。

<対策>

令和3年4月～

- ① 女性管理職の登用を推進するため、職種ごとに女性管理職の割合の目標設定の検討を行い、年度計画・次期中期計画に反映させる。
- ② 女性職員が出産・育児等のライフイベントを経ても安心して働ける環境を整備するため、職種に応じたキャリア形成支援や復職支援の一層の充実と周知を図る。
- ③ 女性のキャリア形成に係る研修やセミナーを開催し、女性の活躍推進に向けた学内機運の醸成を図る。